

法人県民税（法人税割）の超過課税について

三重県

地方税法では、地方団体が通常採用すべき税率として標準税率を定めていますが、財政上その他の必要がある場合には、標準税率を超える税率により課税することができます。こうした課税の制度を「超過課税」といいます。

三重県では、昭和 51 年から法人県民税の法人税割において超過課税を実施しており、その税収を県の貴重な財源として、県政のさまざまな施策に活用してきました。

令和元年 12 月の三重県県税条例の改正に伴い、この制度の適用が令和 7 年 12 月 31 日に終了する事業年度までに延長されました。

今後とも「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するために、納付いただいた税金を有効に活用するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【法人県民税（法人税割）の超過課税のあらまし】

税率	<令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度> 4.0%（地方税法で規定する標準税率は 3.2%、超過課税分は 0.8%） <令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度> 1.8%（地方税法で規定する標準税率は 1.0%、超過課税分は 0.8%）
対象法人	以下①から③までのいずれかの法人 ①資本金の額（出資金の額）が、1 億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額が、年 1,000 万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社
適用期間	昭和 51 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に終了する事業年度分

【超過課税に関する税収額の推移】

（単位：百万円・端数四捨五入）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
法人県民税 法人税割	8,700	6,881	5,762	6,307	9,411
うち超過課税分	1,094	1,054	1,045	1,157	1,779

三重県中小企業振興基金（所管：雇用経済部）

目的：三重県の中小企業の振興に活用

使用実績：ものづくり中小企業の研究開発支援、中小企業の販路拡大・海外展開支援、三重県版経営向上計画の認定、三重県中小企業融資制度 ほか

今後の予定事業：県内企業数の99.8%を占める中小企業・

小規模企業が、本県経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与し続けられるよう、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、販路開拓・技術向上・資金調達など企業が自ら行う経営向上の取組を商工団体等と連携して支援します。



三重県体育スポーツ振興基金（所管：地域連携部）

目的：三重県の体育・スポーツの普及振興に活用

使用実績：県内トップアスリートの育成・強化、全国スポーツ大会等への選手の派遣、県民がスポーツに親しむ環境づくりへの支援 ほか

今後の予定事業：令和3年の国民体育大会等に向けたジュニア選手の育成・強化、全国スポーツ大会等への選手派遣、県民がスポーツに親しむ環境づくりへの支援などを行います。



三重県福祉基金（所管：医療保健部）

目的：三重県の高齢者等の保健福祉の向上に活用

使用実績：高齢者や障がい者のための福祉施設整備等に対する支援、県内の医師確保のための医学生に対する修学資金の貸付 ほか

今後の予定事業：高齢者や障がい者の自立支援、社会参画を促進し、快適な生活をおくるための環境の整備を行います。



超過課税による税金を 活用して取り組む事業

納めていただいた税金は、これらの基金に
繰り入れられ、広く活用されています。

三重県子ども基金（所管：子ども・福祉部）

目的：三重県の子ども・子育て施策の推進に活用

使用実績：保育対策、ひとり親家庭の自立支援、里親委託の推進 ほか

今後の予定事業：生まれ育った環境に左右されず、貧困や格差を再生産させないための事業、人生を豊かに輝かせるための基礎となる家庭教育、幼児教育に係る事業、妊娠や出産、子育ての希望がかなうみえを実現するための事業を行います。

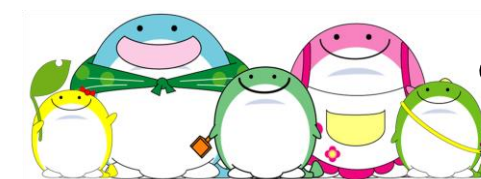


三重県環境保全基金（所管：環境生活部）

目的：三重県の「ごみゼロ社会」の実現や廃棄物の適正な処理の推進に活用

使用実績：「ごみゼロ社会」の実現に向けた啓発や情報発信、一般廃棄物の適正処理を図るための施策の推進 ほか

今後の予定事業：安心して暮らせる持続可能な資源循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会」の実現や廃棄物の適正な処理の推進に向けた施策を実施します。



ごみゼロキャラクター
ゼロ吉ファミリー

【超過課税の制度改正の経緯】

昭和 51 年から一定の法人に超過課税分をご負担いただいております、これまで以下のとおり制度改正を実施しています。

適用開始時期	税率	超過税率	制度改正の内容
昭和 51 年 1 月	6.2%	1.0%	超過課税の実施（使途として三重県福祉基金に充当）
昭和 56 年 1 月	6.0%		標準税率の改正（5.2%→5.0%）
昭和 62 年 1 月			使途に三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金を追加
平成 3 年 1 月	5.8%	0.8%	超過課税分の税率改正（1.0%→0.8%）
平成 8 年 1 月			対象法人の要件改正（法人税額：年額 400 万円超→年額 1,000 万円超）
平成 13 年 1 月			使途に三重県環境保全基金を追加
平成 26 年 10 月	4.0%	0.8%	標準税率の改正（5.0%→3.2%）
平成 30 年 4 月			使途に三重県子ども基金を追加
令和元年 10 月			標準税率の改正（3.2%→1.0%）

【超過課税の使途】 ※詳細は裏面をご参照ください。

基金名	目的
三重県福祉基金	高齢者等の保健福祉の向上に活用
三重県中小企業振興基金	中小企業の振興に活用
三重県体育スポーツ振興基金	体育・スポーツの普及振興に活用
三重県環境保全基金	「ごみゼロ社会」の実現や廃棄物の適正な処理の推進に活用
三重県子ども基金	子ども・子育て施策の推進に活用

【お問い合わせ先】

県税事務所	所管区域
四日市県税事務所 法人課税課 四日市市新正4-21-5 ☎059-352-0578	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町 四日市市、菰野町、朝日町、川越町 鈴鹿市、亀山市
津総合県税事務所 法人課税課 津市桜橋3-446-34 ☎059-223-5028	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、 大紀町、南伊勢町 名張市、伊賀市 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

県税のページ 三重

検索

【URL】<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/index.htm>